

公共工事に係る暴力団等排除に関する秩父地域連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事に係る暴力団等排除連絡会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、秩父県土整備事務所管内の関係機関で構成する。地域連絡会（以下「秩父地域連絡会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 秩父地域連絡会は、別表の関係機関により構成し、会長、会長代理及び会員をもって組織する。

2 会長は秩父県土整備事務所長の職にある者をもって充て、会長代理は会長があらかじめ指名した者をもって充てる。

3 秩父地域連絡会には、顧問をおく。顧問は、管内の警察署長をもって充てる。

(会議)

第3条 秩父地域連絡会の会議については、要綱第3条の規定を準用する。この場合において、「連絡会」とあるのは「秩父地域連絡会」と、「委員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第4条 秩父地域連絡会の庶務は、秩父県土整備事務所において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、秩父地域連絡会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成17年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成18年2月7日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

<別表>

秩父地域連絡会の構成

会 長	埼玉県秩父県土整備事務所長
会長代理	埼玉県秩父農林振興センター所長
会 員	埼玉県秩父環境管理事務所長
	埼玉県西関東連絡道路建設事務所長
	秩父市地域整備部長
	横瀬町建設課長
	皆野町総務課長
	長瀬町建設課長
小鹿野町建設課長	
顧 問	埼玉県秩父警察署長、埼玉県小鹿野警察署長